

特集 設立25周年記念講演会

兵庫県フロン回収・処理推進協議会は、平成6年12月に設立されてから25周年の節目を迎えることから、令和2年2月12日（水）にラッセホールにおいて記念講演会を開催しました。

記念講演会では新たに創設しました兵庫県フロン回収・処理推進功労者表彰の表彰式を行うとともに、環境省フロン対策室の加藤哲久様から昨年6月に改正されたフロン排出抑制法について、平成30年10月に打ち上げられた地球観測衛星「いぶき2号」の開発に携わった宇宙航空研究開発機構(JAXA)の今井浩子様から宇宙から見た地球についてご講演いただきました。

次第

13:30	挨拶	兵庫県農政環境部環境部長 田中基康
13:40	表彰式	兵庫県フロン回収・処理推進功労者表彰
14:10	講演	「改正フロン排出抑制法について」 環境省地球環境局地球温暖化対策課 フロン対策室 加藤哲久氏
15:00	記念講演	「感じてください 地球の息づかいを 宇宙から」 宇宙航空研究開発機構(JAXA)第一宇宙技術部門GOSAT-2プロジェクトチーム ファンクションマネージャ 今井浩子氏
16:00	閉会	



功労者表彰

当協議会の会員のうち、フロン類の回収又は処理に関する業務等に永年にわたり従事され、その功績が特にすぐれた13名の方々を表彰しました。



兵庫県高圧ガス協同組合	大岡 久晃 様
兵庫県冷凍空調設備工業会	笈西 道夫 様
兵庫県冷凍空調設備工業会	安福 一馬 様
有限会社ありこサービス	西野 清 様
株式会社アール・ビー・エヌ	大橋 徹士 様
甲南冷機株式会社	難波 孝紀 様
甲南冷機株式会社	田中 雅彦 様
甲南冷機株式会社	笈西 啓一郎 様
新日本開発株式会社	山下 徳 様
新日本開発株式会社	釣 新二 様
株式会社ファシネートジャパン	島崎 亮輔 様
株式会社安福冷暖	村上 義文 様
株式会社安福冷暖	曾田 真一 様

(順不同)

講演「改正フロン排出抑制法について」

環境省地球温暖化対策課フロン対策室の加藤様からフロンを取り巻く動向、フロン排出抑制対策における法制度の全体像、フロン排出抑制法改正の背景と概要、そして改正のポイントとして機器の管理者が廃棄する際の具体的な方法について分かりやすく、解説してくださいました。



記念講演「感じてください 地球の息づかいを 宇宙から」

宇宙航空研究開発機構 (JAXA) 第一宇宙技術部門 GOSAT-2 プロジェクトチームの今井様から陸域観測技術衛星「だいち」シリーズ、気候変動観測衛星「しきさい」、温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」シリーズなど様々な地球観測衛星について分かりやすく、解説してくださいました。



○宇宙からの観測

宇宙から様々な電磁波の反射・吸収を見ることで地球を観測しています。観測方法も太陽光の反射等の受動的なセンサを用いる方法や衛星から電磁波を出す能動的なセンサを用いる方法があります。物質によって、電磁波の反射・吸収特性が異なることを利用し、目では見えない大気汚染物質なども含め地球の様々な情報を観測しています。

○温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」シリーズ

JAXAと環境省、国立環境研究所が、共同プロジェクトで開発した温室効果ガス観測技術衛星 (GOSAT)、和名は「いぶき」。温室効果ガスである二酸化炭素やメタンを宇宙から観測することができる世界初の人工衛星です。

2009年1月23日に「いぶき」が打ち上げられ、地球全体にわたる温室効果ガスの分布や季節変動・年変化について捉えることができます。2018年10月29日には「いぶき2号」が打ち上げられ、二酸化炭素やメタンに加え一酸化炭素も観測できるようになりました。

これらの情報は、地球温暖化や気候変動の科学的な理解を深めて、地球温暖化防止対策に貢献するものであり、パリ協定実現に向けた温室効果ガスの長期的な観測へ運用を進めていきます。



フロン排出抑制法が改正されます

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）が改正され、機器ユーザー（廃棄等実施者）のフロン回収義務違反に係る直接罰の導入、建物解体時の取組の強化、フロン回収が確認できない廃棄機器の引取禁止など、関係者が相互に確認・連携し、ユーザーによる機器廃棄時のフロン類の回収が確実にされるための仕組みに改正が行われ、令和2年4月1日から施行されます。

○機器廃棄時の取組

ユーザーが機器廃棄時にフロン類回収を行わない違反に対し、これまでは間接罰（指導→勧告→命令→罰則の4段階）であった罰則が、直接罰（1段階）に強化されます。

また、ユーザーが機器を廃棄する際に、廃棄物・リサイクル業者等へのフロン類回収済み証明（引取証明書の写し）の交付が義務づけられます。（ただし、廃棄物・リサイクル業者等が充填回収業者としてフロン回収を行う場合などは除かれます。）

さらに、ユーザーによる機器の点検記録簿の保存期間が、フロン類の引渡し完了後3年間に延長されます。

○建物解体時の機器廃棄の際の取組

建物解体工事の元請業者は、フロン類使用機器の有無について事前確認を行い、解体工事発注者（ユーザー）に対して書面を交付して説明することが必要ですが、その書面の保存（3年間）について、元請業者及び工事発注者の双方に義務づけられます。

また、都道府県による指導監督の実効性の向上として、解体現場等への立入検査もできるよう対象範囲が拡大されます。

○機器が引き取られる際の取組

廃棄物・リサイクル業者等が機器の引取り時にフロン類回収済み証明（引取証明書の写し）を確認し、確認できない機器の引取りが禁止されます。

（ただし、廃棄物・リサイクル業者等が充填回収業者としてフロン類回収を行う場合などは除かれます。）

機器を捨てる際にフロン類を回収しない違反には罰金が科せられます!

フロン類回収済みの機器を廃棄する際には、回収済みであることを示す「引取証明書（50万円以下の罰金の徴収対象となります）」を廃棄前に必ず元請業者がフロン類の回収を確認してください。

フロン類の回収が証明できない機器は引取ってもらえません!

廃棄物・リサイクル業者は、回収済みのフロン類の回収を確認する際には、引取証明書の写しを必ず確認してください。

フロン類は強力な温室効果ガスです!

エアコン1台分 レジ約150万枚分 トラック日本40回分

機器を「回収」しているとき

フロン類の回収を第一に優先的に実施してください。

回収済みの機器は、廃棄物・リサイクル業者から引取りを受ける際には、引取証明書を必ず確認してください。

回収済みの機器は、廃棄物・リサイクル業者から引取りを受ける際には、引取証明書を必ず確認してください。

詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを参照ください。

環境省チラシ（機器管理者向け）

2020年4月施行 フロン排出抑制法の改正により建物解体時の規制が強化されました。

建設・解体業者

解体する建物において業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器の有無を事前確認し、その結果を書面で解体工事発注者に説明し、その書面の写しを3年間保存してください。

フロン類の回収を充填回収業者に依頼し、工事発注者から廃棄物・リサイクル業者への「引取証明書」を交付してください。

フロン類が回収されていることを確認し、廃棄物・リサイクル業者に対して機器を引渡してください。

工事発注者

フロン類を充填回収業者から引取りを受ける際は、引取証明書の写しを必ず確認してください。

引取証明書の写しを3年間保存してください。

フロン類が回収されていることを確認し、廃棄物・リサイクル業者に対して機器を引渡してください。

フロン類は強力な温室効果ガスです!

エアコン1台分 レジ約150万枚分 トラック地球2.4回分

詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを参照ください。

環境省チラシ（建設・解体業者向け）

フロン排出抑制法の改正（2020年4月1日施行）によりフロン類の回収が確認できない機器の引取りは禁止されました。

違反した場合には**50万円以下の罰金**が科せられます。

対象となる機器

業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうち、フロン類が使われているもの

引取証明書（写し）でフロン類が回収済みであることを確認したときまたは、充填回収業者として自らフロン類を回収するときは引取取ることができます。

対象とならない機器

カーエアコン（自動車用リサイクル法）、家庭用製品は家庭用リサイクル法の対象です。

具体的にどういった場合に対象機器の引取りが可能ですか?

A 主に以下の場合に引取りが可能です。

① 引取証明書を交付された場合 ② 自らフロン類を回収する場合

③ 家庭用の製品はどのように処分したいでしょうか?

A 家電リサイクル法に準じ、フロン類を回収してください。

④ 可燃性冷媒のノンフロン機器はどのように処分したいでしょうか?

A 冷媒回収の義務はありませんが、燃焼処理の際には火災等に十分注意してください。

フロン類は強力な温室効果ガスです!

エアコン1台分 レジ約150万枚分 トラック地球2.4回分

詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを参照ください。

環境省チラシ（廃棄物・リサイクル業者向け）

出前講座を開催しませんか？

業務用冷凍空調機器の管理者向けに説明会を行っています。

平成29年度から、業務用冷凍空調機器の管理者の皆さまに、フロンのことや機器の簡易点検のことなどを知っていただくため、出前講座を開催しています。

今年度も出前講座を行いました

4月4日（木）に、兵庫県環境保全管理者協会（大気分科会）の皆さまに出前講座を実施しました。はじめにフロン排出抑制法の概要や管理者の責務などについて講演したあと、機器点検のポイントについて実機を用いながら説明しました。

会場で実際に使用されている業務用空調機器や大型冷凍機を使い、簡易点検ではどういったところをチェックすればよいか、記録はどのように書けばよいかなど、簡易点検を行う方にとって実際に役立つ内容について実演しました。

会員の皆さま、または会員の取引先などの方で、簡易点検の方法がよく分からないなど、お困りの方や興味のある方がおられましたら、ぜひとも一度出前講座をご活用ください。職場や地域での環境学習やエコリーダー研修をはじめ、機会を設けていただければ、当協議会から講師を派遣し、簡易点検の手引きや会場の機器を使って説明いたします。

研修時間は2時間程度ですが、時間や人数、研修の内容等により柔軟に対応させていただきます。お問い合わせは、当ページ最下段に記載の【発行・問い合わせ先】にお願いします。



第一種フロン類充填回収業の登録を受けられている会員の皆さまへ

第一種フロン類充填回収業者登録の有効期限は**5年間**です。更新手続きはお済みでしょうか？お忘れにならないようご注意ください。登録通知書に記載されている満了日までに、登録更新手続きをお願いします。なお更新申請は、登録が満了する日の3ヶ月前から受付をしています。

詳しくは、兵庫県のホームページをご覧ください。

ひょうごの環境 フロン対策

トライアングル 第63号

県民・事業者・行政が一体となって

【発行・問い合わせ先】

兵庫県フロン回収・処理推進協議会

〒650-8567

神戸市中央区下山手通5-10-1（兵庫県水大気課内）

TEL. 078-362-3285 / FAX. 078-362-3966

URL. <http://www.hardoc.org>



兵庫県マスコットはばタン